

# 香美市 物部地区 概要

## ●高齢者生活福祉センターこづみ

- ・ デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所
- ・ ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所
- ・ 生活支援ハウスこづみ



社会福祉法人 土佐香美福祉会

# ● デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所

## 事業内容

- ①利用定員 15人
- ②種類 地域密着型通所介護
- ③営業日及び営業時間
  - 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）  
※日曜日、年末年始（12/31～1/3）は休業
  - 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
  - サービス提供時間 午前10時00分～午後4時05分



魚釣り大会

## 通常の事業の実施地域

香美市

## 日課

時間	地域密着型通所介護	介護予防・日常生活支援
8:30	迎 え	
10:00	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム（お茶・交流・休養） 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練	くつろぎタイム（お茶・交流・休養） 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練
15:00	ティータイム	ティータイム
15:30	社会交流、排泄介助 集団体操	社会交流、排泄介助 集団体操
16:05	送 り	

## 職員体制

令和6年7月1日現在

職 種	人 数	人 数（名）		計（名）	備 考
		常 勤	非常勤		
管理者兼生活相談員 兼 介 護 職 員		1		1	
生活相談員兼介護職員		2		2	
介 護 職 員		2		2	（ヘルパー兼務2名）
看護職員兼機能訓練指導員			1	1	
看護職員兼機能訓練指導員 兼 介 護 職 員			2	2	
合 計		5	3	8	

# ●ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所

## 提供するサービスの内容

### ①身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭・洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬管理、通院等介助等

### ②生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の入れ替え等

## 営業日及び営業時間

受付対応日及び時間 月曜日から金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後5時30分  
訪問日及び訪問時間 月曜日から日曜日（祝日含む） 午前6時00分～午後10時00分  
※年末年始（12/31～1/3）は休業

## 通常の事業の実施地域

香美市

## 職員体制

令和6年7月1日現在

職種	人数	人数(名)		計(名)	備考
		常勤	非常勤		
管理 兼サービス提供責任者		1		1	
訪問介護員		2		2	
(介護福祉士)		(3)		(3)	
合計		3		3	



掃除機掛け



ヘルパーと買い物代金・品物確認

# ●生活支援ハウスこづみ(居住部門)

## 提供するサービスの内容

- ①必要に応じ住居を提供すること。
- ②居住施設利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。
- ③居住利用者が在宅福祉サービスを必要とする場合の利用手続き援助等に関すること。
- ④居住利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行うこと。

## 利用者及び入所判定基準

- ①香美市に住所を有し、原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。
- ②希望者からの入居申請書の提出があった時は、必ずこれを受付、地域ケア会議を開催して、事業目的達成に照らし申請理由が適正であって、理由となった状況及び状態が正確であるか等を判断し、入居についての判定を行う。
- ③居住施設利用者でやむを得ない理由により利用期間を延長しようとするときは、居住施設利用期間延長申請書により市長の承認を受けなければならない。

定員 10室(内夫婦部屋2室) 12名

## 通常の事業の実施地域

香美市



支援ハウス居室

## 利用料金

※利用要件等

- (1) 利用に伴う光熱水費については、利用者負担とする。
- (2) 日割り計算の利用料算出方法  
利用者が負担すべき1ヶ月の利用料×(利用日数/30)  
但し、10円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 自力で食事の確保ができること。

## 職員体制

令和6年7月1日現在

職種	人数	人数(名)			計(名)
		常勤	非常勤	兼務	
管理者兼生活援助員	1	1			1
合計		1			1